

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第5号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（公有財産の無償貸付け又は減額貸付け）</u> 第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。</u></p>	<p><u>（普通財産の無償又は減額貸付）</u> 第4条 普通財産は、国、他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。